

(2) ホームレス・生活困窮者の人権

ホームレスとは、定まった住居を持たず、都市公園・河川・道路・駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる、いわゆる野宿生活を余儀なくされている状況にある人々のことです。ホームレスになる理由は様々ですが、倒産・失業、病気・けが・高齢で仕事ができなくなったなどの経済的な原因が多数を占めており、また、多くの場合、健康で文化的な生活を送ることができない状態になっています。

国においては、ホームレスに対する暴行事件の頻発や地域社会との軋轢等、様々な社会問題が起きたことを発端に、2002（平成 14）年、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法^{*91}）」を制定し、実情に応じた自立支援施策の策定と実施を国・地方公共団体の責務としました。また、この法律に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」により、就業機会や居住場所の確保等の総合的な取組を進めているところです。

また、ホームレスになる主な原因である「生活困窮」についても 2015（平成 27）年「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活の維持が困難になった者に対し、自立相談支援事業の実施をはじめ、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置が講じられています。

本市においても、高齢化の進展に伴い高齢者世帯が増加する中、失業を理由に生活保護を開始する生活保護受給世帯も増加しています。これらの世帯については、新たな職を見つけることが難しいために、受給期間の長期化や、自立意欲の低下傾向等が見られることもあります。特に、生活困窮者の場合、教育・生活保護・仕事・医療・年金等様々な問題が複雑に絡み合って本人自身も何が問題なのか分からなくなっている場合が多くあり、結果的に相談に行かないまま問題をより深刻化させてしまうケースもあります。

市民の安心な暮らしを保障するために、生活保護制度の運用だけではなく、その前の段階で包括的な相談支援体制の構築を図り、福祉施策と雇用施策が相まって、自立を支援していくことが求められます。

ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発活動を推進するとともに、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に努めます。

用語解説

*91 ホームレス自立支援法（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法）

ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関する国及び地方公共団体の責務、ホームレスの人権への配慮、地域社会の理解や民間団体の協力を得つつ必要な施策を講ずること等を定めた法律。2002（平成14）年7月31日に議員立法で成立し、同年8月7日に公布・施行された。10年間の時限立法だったが、2度の改正で25年間に延長された。この法律に基づき、2003（平成15）年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が定められた。